

本号の内容

1. 青森県の今年度の取組み
 - ① 良好な景観形成に関する取組みについて
 - ② 環境色彩セミナー
2. 縄文遺跡群周辺の良好な景観形成事業について
 - ① 現在の状況
 - ② 今年度の主な取組み
 - ③ 今後に向けて
3. あおもり景観・観光まちづくり推進事業について
 - ① 事業内容と今年度の取組み

1. 青森県の今年度の取組み

① 良好な景観形成に関する取組みについて

良好な景観づくりに貢献している景観やまちづくり活動を表彰し、魅力ある景観形成への県民意識向上や美しい景観づくりに寄与することを目的として、今年度も「第12回ふるさとあおもり景観賞」を実施しました。今回は、26件の応募があり、厳正な審査の結果、公共建築物部門、屋外広告物部門、地域づくり活動部門で県内の良好な景観づくりに貢献していると認められる下記5作品が受賞しました。

第12回ふるさとあおもり景観賞 受賞作品



公共建築物部門 最優秀賞
「鶴田町立歴史文化伝承館
(鶴田町)」



公共建築物部門 特別賞
「マテ小屋(六ヶ所村)」



屋外広告物部門 最優秀賞
「弘前市街観光誘導サイン
(弘前市)」



地域づくり活動部門 最優秀賞
「弘前工業高校お城隊
(弘前市)」

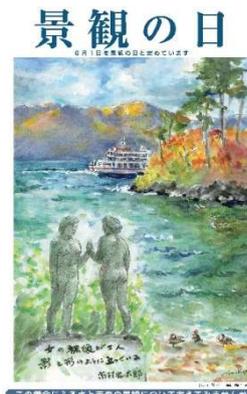


地域づくり活動部門 最優秀賞
「下北ジオダイニング
(下北各地)」

また、県では、6月1日の「景観の日」に合わせ、ふるさと青森の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民の意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的とした「景観の日ポスター」を作成し、景観の普及啓発活動に取り組んでいます。

景観の日のポスターは、張山田鶴子先生にお願いしており、今年度は十和田湖畔の美しい景観を表現していただきました。また、来年度のポスターについては、蓮の花が咲き誇る平川市の猿賀公園を題材にスケッチを行いました。どうぞお楽しみに！

※令和2年度の景観フォーラムは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。



② 環境色彩セミナー

県では、良好な景観を形成するにあたって重要な要素となる「色彩」について、専門知識の習得を図るため、「環境色彩セミナー」を県・市町村職員及び民間建築・建設業者、屋外広告業者を対象に平成15年度から開催しています。今年度は、令和2年10月16日(金)に開催し29名が受講しました。

日本で唯一の色彩に関する総合的な研究機関である一般財団法人日本色彩研究所常務理事の赤木重文様を講師に迎え、建物等の色彩の計画決定までの基本的な流れを学ぶ研修を行いました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1日のみの開催となりましたが、基礎的知識の講義及び演習に加え、過去の実地演習で行った「まちあるき」の事例をもとに、建設物等の色彩設計の案を検討・作成し、グループ毎に色彩計画のプレゼン発表を行いました。

※毎年開催している「あおり屋外広告タウンミーティング」、「都市計画研修」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。



講義の様子



グループワークの様子



発表の様子

第14回ふるさとあおり景観賞

ふるさとあおり景観賞は、県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ、建築物、屋外広告物及び地域づくり活動等を表彰することにより、ふるさと青森の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的に実施するものです。

令和3年度は第14回を迎え、**令和3年6月1日(火)～令和4年1月31日(月)**の期間(予定)で募集します。

皆さまにおかれましても、好きな景観、気になる景観などございましたら、ご応募してみたいかがでしょうか。詳細は、後日送付する募集チラシで確認してください。

また、過去の受賞作品などは、都市計画課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikanshou.html>

2. 縄文遺跡群周辺の良好な景観形成事業について

① 現在の状況

青森県は、北海道、岩手県及び秋田県並びに関係自治体と連携・協力して「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指し取組を進めており、平成 30 年 7 月に世界文化遺産国内推薦候補に選定されました。

世界遺産条約では、「資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。」及び「緩衝地帯には、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。」とされていることから、同年 8 月には国から世界文化遺産登録に向けて縄文遺跡群の緩衝地帯に景観計画による景観規制を実施するよう指摘を受けており、世界文化遺産登録には早急に景観規制することが必要とされたところです。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は 4 道県で計 17 の資産から構成されており、県内では青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町が構成資産を有しておりますが、今年度、つがる市、外ヶ浜町及び七戸町が新たに景観行政団体に移行し、関係 6 市町全てが景観行政団体となりました。また、各市町全てにおいて、緩衝地帯における景観規制を盛り込んだ景観計画が策定または改定（青森市は今年度内改定予定）され、世界文化遺産の景観保全に向けた枠組みが整うこととなりました。



大平山元遺跡(外ヶ浜町)



三内丸山遺跡(青森市)



小牧野遺跡(青森市)



亀ヶ岡石器時代遺跡(つがる市)

青森県の 構成資産



二ツ森貝塚(七戸町)



田小屋野貝塚(つがる市)



大森勝山遺跡(弘前市)



是川石器時代遺跡(八戸市)

② 今年度の主な取り組み

1 関係6市町の景観行政団体への移行完了

これまで景観行政団体ではなかったつがる市、外ヶ浜町及び七戸町が、下記のとおり景観行政団体に移行しました。

つがる市…令和2年5月1日

外ヶ浜町…令和2年6月15日

七戸町…令和2年7月1日

この他、青森市、弘前市及び八戸市はすでに景観行政団体に移行済みとなっており、縄文遺跡群を有する関係6市町の景観行政団体への移行が完了しました。

2 景観計画・景観条例による規制の実現

- ・各市町村で、構成資産の緩衝地帯の景観保全を進めるための景観規制を盛り込んだ景観計画を策定・改定しました。（青森市は今年度末改定予定）
- ・各景観計画では、緩衝地帯を「重点地区」と位置付け、縄文遺跡の景観にふさわしい景観形成基準を定めたほか、大規模行為届出の基準も引き下げ、きめ細かな対応をすることにより遺跡周辺の景観保全を図ることとしています。
- ・これらの各市町の取り組みのほか、県条例における「ふるさと眺望点」に各遺跡を追加指定し、各市町の区域外における行為についても規制の対象とし、全県的に景観保全を進めることとしました。

③ 今後に向けて

県及び各市町で連携しながら、令和3年度の世界文化遺産登録決定を目指し、景観計画を適正に運用しながら縄文遺跡周辺の景観保全を進めていきます。

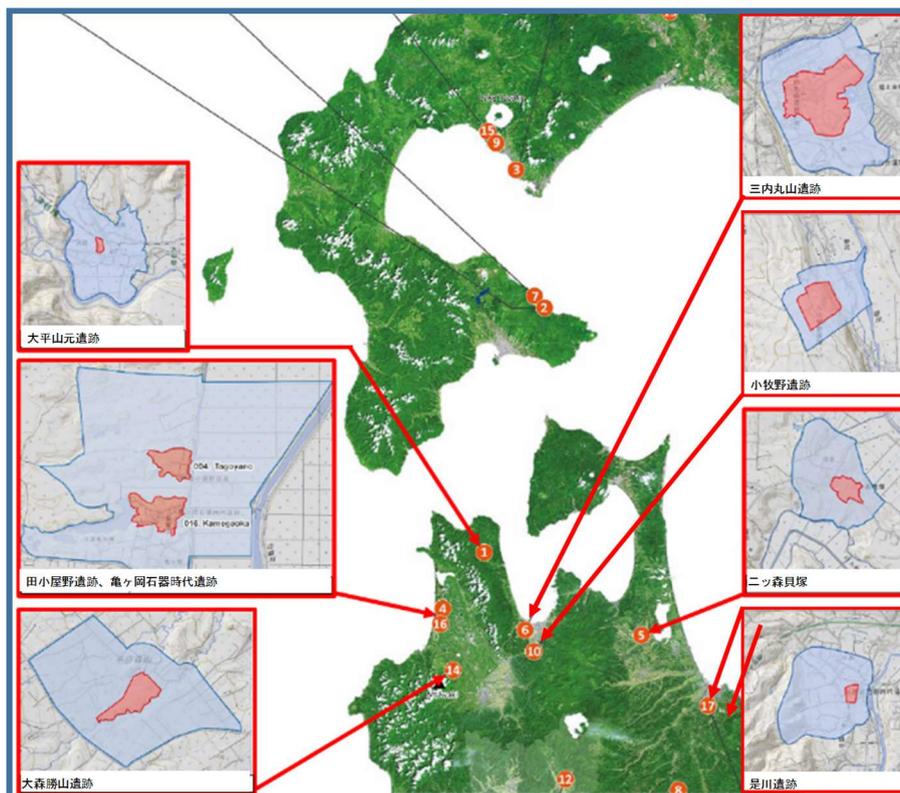


図 県内の縄文遺跡群各構成資産位置図

3. あおもり景観・観光まちづくり推進事業について

① 事業内容と今年度の取組み

○青森県の現状と課題

本事業における背景は平成 29 年度から 30 年度で実施した「あおもり景観資産向上事業」と同様に、県内観光地で空き家・空き地が増加して景観が悪化していることがあり、平成 30 年度年までの成果として、景観ガイドライン等により景観の規制誘導を図るとともに、国や十和田市、地元住民と連携して廃屋を利活用するなど、景観・観光まちづくりへの芽を見出すことができました。

本事業は令和元年度から令和 3 年度の 3 ヶ年計画となっており、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの実現や、景観に配慮した空き家・空き地の再生を実現する持続可能な仕組みの確立を目標としています。

○事業内容

本事業では、県内有数の観光地である十和田市休屋地区において、景観やまちづくりの手法を導入して、持続可能な観光地再生モデルを創出するものです。



↑ 景観規制と景観まちづくり組織による再生事例（三重県伊勢市）

持続可能な観光地域づくりの創出【環境省・十和田市連携】（令和元年度から令和 3 年度）

空き家・空き地を活用した景観実証と利活用方策の策定

- ・ 景観ガイドラインに基づいて空き家等を活用した景観実証を行うとともに、行政（環境省・県・市）と民間、地域住民と連携して空き家・空き地活用プロジェクトの計画策定を行います。

観光地の良好な景観形成を実現し、持続可能な観光まちづくりを実現する方針の策定

- ・ 良好な景観形成と観光地域づくりを実現させる持続可能な仕組みを作るため、まちづくりの手法であるエリアマネジメントについて財源方策も含めた実現方針を策定し、仕組みの定着のためモデル運用します。

県内全体へ波及させる取組（令和 3 年度）

景観・観光まちづくりフォーラムの開催

- ・ 景観・観光からまちづくりを実現する取組を県内市町村へ普及・展開することを目的として、市町村職員や観光関係者などを対象としたフォーラムを開催します。

○今年度の主な取組み

- ・ 国、県、市、DMO（観光地域づくり推進法人）、地域住民による勉強会
- ・ コロナ禍を踏まえた十和田湖水まつりでの社会実証（セグウェイを活用した移動手段の確認）
- ・ 空き地・空き家を活用した社会実証（とわだこマルシェ）
- ・ 既存空き店舗を利用した景観実証（令和 2 年「yamaju」2 階部分の外観改修実施）



勉強会の様子



景観実証の様子



とわだこマルシェの様子（湖水まつり）



↑湖まつり案内



↑とわだこマルシェ案内

【編集後記】

青森県で取り組んできた「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けては、今年度、関係する6市町が全て景観行政団体となり、構成資産の適正な保全に向けた景観計画の策定・改定も完了しました。これにより、昨年度県が行った「ふるさと眺望点」の追加指定や屋外広告物条例による一定の規制と合わせ、構成資産の適正な保全に向けた景観規制の枠組みが整ったところです。今後は、関係部局や市町等と密接に連携しながら、各種規制を適正に運用して構成資産の景観保全を図り、世界文化遺産登録につなげていきたいと考えています。

また、十和田市休屋地区においては、今年度も引き続き景観実証を行ったほか、空き家・空き地活用プロジェクトの計画策定を進めております。来年度は、まちづくりの手法を用いたエリアマネジメント方針のモデル運用等により、良好な景観づくりと観光地域づくりのための持続可能な仕組みづくりを進めてまいります。

今後とも、青森県の都市計画・景観・屋外広告物行政の推進につきまして、ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

発行：青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

住所：〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電話：017-734-9681（直通） FAX：017-734-8196

青森県庁ホームページアドレス：<http://www.pref.aomori.lg.jp/>